

第四十八回 參議院国際労働条約第八十七号等特別委員会会議録第三号

昭和四十年四月二十八日(水曜日)

午後零時五十一分開会

委員の異動

四月二十八日

辞任

山崎 齐君
草薙 隆圓君
鈴木 恭一君
佐野 廣君

補欠選任

紅露 みつ君
森 八三一君
佐野 廣君

出席者は左のとおり。

委員長 安井 謙君
理事 龟井 竹中 小林 横川 江藤 江藤 佐野 野本 長谷川 二木 丸茂 三木 森

委員

恒夫君 武君 正市君 智君 勉一君 義隆君 みづ君 勝二君

事務局側

内閣法制局長官
内閣法制局第一
人事院事務総局
査室長
文部省初等中等
教育局長

労働省政局長
自治省行政局長
佐久間 重信君
福田 繁君

司君

</div

○岡田宗司君　ただいまの石田労働大臣の御答弁は、それぞれ歴史的な経過的な理由がございますが、しかし、その歴史的、経過的な理由をみやかに解消して、この条約を批准することが、わが国のかに解消して、この条約を批准することが、わが国の労使関係の基本になることはむろんであります
が、国際的な水準に到達する前提であると考えて
おります。

○岡田宗司君　ただいまの石川労働大臣の御答弁によれば、この条約を批准することと、

○國務大臣(石田博英君)　この条約の批准を直接的
に困難にいたしておりますのは、御承知の
ごとく公労法、地公労法の規定でございます。公
労法、地公労法の規定がああいうふうに現行法の
ごとくに規定されましたのに、公企業体が公企業
の利益を保護するというたてまえから、あの法
律制定の次元においては必要であると考えられて
成立したものでありまして、今後團結の自由、八
十七号条約を批准をされました暁においては、そ
の團結の自由の意図するところを労使双方とも正
しく理解をいたしまして、それと同時に、公企業
業体法におきまして、その社会的任務と責任を理
事者も組合側も認識をして、その上に立つて労使
関係の問題を、話し合ひにより、そして良識に
よつて処理するという、それぞれの反省と理解が
これから労使関係を正しく運用する基礎であ
る、こう考えておる次第であります。

○岡田宗司君 基本的な問題につきましては、も

○岡田宗司君 基本的な問題につきましては、もう一度さらにお伺いすることにいたしましたて、次に、私は本年の一月に日本に派遣されました。ILOのドライバー・コミュニケーションの提案、そしてこのILO八十七号条約の開会審議並びに批准、その関係についてお伺いしたいと思うのでござります。

によります」というと、この条約を批准すること、そしてそれによって国際的にもその義務を果たすことにもなるし、また同時に、その態度が将来日本労働組合に対する政府の態度であるというふうに受け取れるわけでございますが、しかばば、いま右田労働大臣の言われました歴史的ないいかな事実、それが今までこの批准をおくらしておいたわけございませんけれども、そこに見られましたいろいろな事実といふものは、今後もどういうふうに影響を持ち、また、それが影響を持ったないうようにしようとするは、政府はそれをどういうふうに処置していくか、そしてすっきりとした考え方で将来の労働組合の結社の自由ということに臨むか、その点を明らかにしていただきたいと思ふ。

共通の関心事について適当な間隔で定期的に意見

共通の閑心事について適當な間隔で定期的に意見交換を交換することを促進しかつ獎励することが、政府の一般方針であるうという旨を明らかにするとを総理大臣が可能と考えられるならば、それは一大進歩であろう。かかる意見交換の主要目的は、現在なお未解決の問題及び将来発生するかも知れない問題の相互理解による解決に必要な信頼を作り出すことにあるべきである。」、こういうふうに言つております。つまり、この定期的に開かれる話し合いと申しますか、意見の交換と申しますか、これのイニシアチブを総理大臣がそれとすることを示唆しているわけでございます。政府はこれまでに對して、このドライヤー委員会の提案を受諾されておるわけでございますが、総理大臣は、これについていままでどういうふうな積極的なイニシアチブをおとりになつたか、その点について、お答えをいただきたい。

する責任があるわけでございます。そうすれば、

する責任があるわけでございます。そうすれば、どうしてもそれまでには、この定期的会合は、少なくとも第一回は開かなければならない、そう謂ふは考へるのであります、いま、これがなお開かれないということには、やはり、その準備段階の交渉において、いろいろむずかしい問題があるうかと思われるのですが、まず第一に、政府としては、少なくとも六月の ILO 総会までに、この定期会合を開いて、そうして何らかの成果を達成することを決意しておられるのか。そうしてまた今日、それがなお開かれる段階に至らないのは、どういうそこに障害と申しますか、があるのか。それに對して政府は、それをどういうふうにして乗り切らうとされておるのか。それらについて、具体的にお示しを願いたい。

○國務大臣（石田博英君） 政府といたしましては、六月どころではなく、二月中にも第一回の定期会合を開きたい、こういう希望と決意をもつて、呼びかけてまいりました。しかし、ドライヤー委員会の提示せられた定期会合は、いろいろの困難な問題を、この定期会合を開くことに

○國務大臣(石田博英君)　この条約の批准を直接的
に困難にいたしておりましたものは、御承知の
ごとく公勞法、地公勞法の規定でございます。公
勞法、地公勞法の規定がああいうふうに現行法の

ごとくに規定されましたのは、公共企業体が公共の利益を保護するというたてまえから、あの法律制定の次元においては必要であると考えられて成立したものでありまして、今後團結の自由、八十七号条約を批准をされました暁においては、その團結の自由の意図するところを労使双方とも正確に理解をいたしまして、それと同時に、公共企業体法における、その社会的任務と責任を理事者も組合側も認識をして、その上に立つて労使関係の問題を、話し合いにより、そして誠実に、よって処理するという、それぞれの反省と理解がこれから、労使関係を正しく運用する基礎であります。

する責任があるわけでございます。そうすれば、

する責任があるわけでございます。そうすれば、どうしてもそれまでには、この定期的会合は、少なくとも第一回は開かなければならない、そう謂ふは考へるのであります、いま、これがなお開かれないということには、やはり、その準備段階の交渉において、いろいろむずかしい問題があるうかと思われるのですが、まず第一に、政府としては、少なくとも六月の ILO 総会までに、この定期会合を開いて、そうして何らかの成果を達成することを決意しておられるのか。そうしてまた今日、それがなお開かれる段階に至らないのは、どういうそこに障害と申しますか、があるのか。それに對して政府は、それをどういうふうにして乗り切らうとされておるのか。それらについて、具体的にお示しを願いたい。

○國務大臣（石田博英君） 政府といたしましては、六月どころではなく、二月中にも第一回の定期会合を開きたい、こういう希望と決意をもつて、呼びかけてまいりました。しかし、ドライヤー委員会の提示せられた定期会合は、いろいろの困難な問題を、この定期会合を開くことに

○委員長(安井謙吾) お、ごと途中ですか。初回の異動がありましたので、御報告をいたします。

○委員長(安井謙吾) お、ごと途中ですか。初回の異動がありましたので、御報告をいたします。

草薙隆國君、鈴木恭一君及び山崎斉君が委員をなされ
辞任せられ、その補欠として、森八三一君、佐野廣君及び紅露みつ君が委員に選任されました。

草薙隆國君、鈴木恭一君及び山崎斉君が委員をなされ
辞任せられ、その補欠として、森八三一君、佐野廣君及び紅露みつ君が委員に選任されました。

○岡田宗司君 しかし、これは今まで実現され
ておりません。もちろんこの提案には、八十七号議
約の国会審議並びに批准と並行に開けとか、ある
いはそれに先んじて開けとかということは書いて
ないのであります。しかしながら、少なくとも六月
に開かれるILO総会まで、ドライヤー委員会の
委員長あるいはILOの事務総長に対し報告を

○岡田宗司君 しかし、これは今まで実現され
ておりません。もちろんこの提案には、八十七号議
約の国会審議並びに批准と並行に開けとか、ある
いはそれに先んじて開けとかということは書いて
ないのであります。しかしながら、少なくとも六月
に開かれるILO総会まで、ドライヤー委員会の
委員長あるいはILOの事務総長に対し報告を

社、現業及び政府関係機関の当事者能力の問題、これもあわせて、この問題で検討をするというようなことで、大体話は次第に煮詰まつてまいりましたが、その後、このILO八十七号批准案件及びそれに関連する国内法の取り扱いにつきまして、同時に——前回の二つと一緒に、事前に了解を行なわれなければ、定期会談に出席できない、こういうお話をございました。つまり、二つ、ワン・セットとして取り扱ってくれなければ困る、と、こういうことがあります。政府側といたしましては、批准案件及び国内法はすでに国会に提出してございます。したがって、あとで追加されました第三の問題について、これは国会において与野党の間の話し合いを処理をすべきものであつて、政府と院外の団体である衆議院との間で話をすべきことではない、こういうところで、その話し合いが一度中絶をした形に相なつております。しかし、御承知のごとく、第三の問題につきましては、衆議院において修正案が満場一致で可決されましたので、これは処理されました。で、第一の問題、第二の問題は、いま申し上げましたような、大体話し合ひを進行申でありますから、政府としましては、できるだけすみやかにこの問題を煮詰めまして、そうしてむるん、六月の定期総会と合わせないで、五月の終わりに開かれる理事会の前にも、第一回の会合を開くように日下銳意努力申でございます。

が、この二つの問題につきまして、政府としていかなる態度をもって、この予備交渉に臨まれるのか、それを伺いしたいのです。

○國務大臣(石田博英君) 第一の問題は、どうしてそれがそんなにこじられたかと申しますと、やはり相互信頼の欠除という問題であります。その

チブをとるお考えであろうと思うのであります
が、まあ問題が大体文部大臣と日教組の代表との
何らかの形での話ということにしばられてまっている
ようですが、これに対する總理大臣の
のイニシアチブはどういうものであるか、それをな
まずお伺いしたいのです。

それに対するその障害となつていてそれを除去するためにも、やはり総理大臣としてイニシアチブをとらなければならぬのじゃないかと思うのです。が、重ねてこの問題について具体的にどういうううな態度をもつてお臨みになるのか、まず、お伺いしたいのであります。

解を行なわれなければ、定期会談に出席できない、こういうお話をございました。つまり、三つ、ワン・セフトとして取り扱ってくれなければ困ると、こういうことがあります。政府側といたしましては、批准案件及び国内法はすでに国会に提出してございます。したがつて、あとで追加されました第三の問題については、これは国会において与野党の間の話し合いで処理をすべきものであつて、政府と院外の団体である総評との間で話をすべきことではない、こういうところで、その話し合いが一度中絶をした形に相なつておりました。しかし、御承知のごとく、第三の問題につきましては、衆議院において修正案が満場一致で可決されましたので、これは処理されました。で、第一の

問題、第二の問題は、いま申し上げましたような、大体話し合いを進行中でありますから、政府としても、できるだけすみやかにこの問題を煮詰めまして、そうしてむろん、六月の定期総会と合わせないで、五月の終わりに開かれる理事会の前にも、第一回の会合を開くように日下銳意努力中でございます。

○岡田宗司君　いま労働大臣からお話をございました三つの問題、この問題のうち、最後の I.L.O. 条約の批准並びに国内法の改正の問題については、すでに、御指摘のように、衆議院において満場一致の修正案がござました。そうして本院に送付されてきて、それで批准の見込みもついたわけ

○岡田宗司君 私はいまの石田労働大臣のお答えからして、第二の公務員制度審議会の問題につきましては、それらの構成なり、運用なり、あるいは答申の取り扱い方等については、比較的容易に合意に達し得ると思うので、結局は残るところ、文部大臣と日教組との代表との間の会談という問題に帰するのではないかと思うのです。

そこで私は総理大臣にお伺いをしたいのです。このドライヤー委員会の提案には、総理大臣の職名をあげまして、そうして総理大臣がイニシアチブをとることを強くここに表現しておるわけですが、さいます。で、総理大臣といたましましては、この定期的会合を実現するため、積極的なイニシア

○岡田宗司君 なるほどいま總理の言われたとおりに、このドライヤー・コミッショングの提案の中には、文部大臣と日教組代表者との会見のことばかりございません。しかしながら、いま労働大臣のお話によれば、これがまあいま一番大きな損害、これができるかできないかということが一番大きな問題になつておるようでございます、いたしますすれば、この問題がたとえドライヤー委員会の提案の中に書かれておらなくとも、少なくともイニシアチブをとるべき、まあ何と申しますか、任務を持つ總理大臣としては、この問題をやはり真剣に考え、そうしてこの問題が、この定期会合を開くことを困難にしているとするならば、

なつておる事実は事実なんですか、その事実を解決する方法はどこにあるだらうか、かように是が考へえてまいりますと、まず第一に、その合同懇談会、協議会、それを持つことだ、これがまず第二だ。そして、そこまで糸口を見つける、かよろんの運び方をいたしたい、かように私は考へております。

○岡田宗司君 そうすれば、政府側の考え方として、この問題を先に片づけることが、双方が納得するかしないかは別として、まず第一回の会合を開く、そうして、そこでこの問題についての結論をつけて、こういうお考へでござりますか。それとも、この第一回の会合を開くまでにある程度考へ

社、現業及び政府関係機関の当事者能力の問題、これもあわせて、この問題で検討をするというようなことで、大体話は次第に煮詰まってまいったのであります。その後、このILO八十七号批准案件及びそれに関連する国内法の取り扱いにつきまして、同時に——前の二つと一緒に、事前に解を行なわれなければ、定期会議に出席できない、こういうお話をございました。つまり、三つ、ワン・セットとして取り扱つてくれなければ困る、と、こういうことであります。政府側といたしましては、批准案件及び国内法はすでに国会に提出してございます。したがつて、あとで追加されました第三の問題については、これは国会において与野党の間の話し合いで処理をすべきものであつて、政府と院外の団体である総評との間で話をすべきことではない、こういうところで、その話し合いが一度中絶をした形に相なつております。しかし、御承知のことく、第三の問題につきましては、衆議院において修正案が満場一致で可決されましたので、これは処理されました。で、第一の問題、第二の問題はいま申し上げましたような、大体話し合いを進行中でありますから、政府としましては、できるだけすみやかにこの問題を煮詰めまして、そうしてむろん、六月の定期総会と言はないで、五月の終わりに開かれる理事会の前にも、第一回の会合を開くよう日下競争努力中であります。それから第二の問題は、これはもう審議会の御活動に待つべきものでありまして、その審議の対象とするものが何かということについては、特に大きな議論はございません。われわれはドライヤー提案の趣旨を尊重して、そうしてこの定期会議を開くようにならゆる努力をしてまいりたい、こう考えておる次第であります。

チブをとるお考えであろうと思うのであります。が、まあ問題が大体文部大臣と日教組の代表との何らかの形での話ということにしばられてまっているようですが、これに対する総理大臣のイニシアチブはどういうものであるか、それがなまずお伺いしたいのです。

○國務大臣(佐藤榮作君) ドライヤー委員長の勧告に基づきまして、あまりいいことではございませんが、相互信頼これを欠いてはならないと指摘され、政府と組合側とで定期的に会合を持つて、共通の事項について話し合つたらどうだ、というふうなことを勧告された。したがつて、私どもこの事実を恥ずかしいながらも認めざるを得ない。そこで官房長官並びに右田労働大臣において、ただいまの合同の定期会合を持つておいでいろいろあつせんをいたしておるわけでござります。ドライヤー委員長の報告の中に文部大臣と日教組の委員長と、こういう名前はメンションいたしておりません、これは御承知のとおり。しかして、ただいまの合同会議が開かれ、そうしてその結果によつて、ただいまのような点も同時に解決ができるはしないだろうか、こういうことで、まず第一に合同委員会を――合同懇談会を持つて、それに全力を注いで、ただいまいろいろあつせん方を両者に委嘱している、かような状態でござります。

それに対するその障害となつてゐることを除去するためにも、やはり総理大臣としてイニシアチブをとらなければならぬのじゃないかと思うのです。が、重ねてこの問題について具体的にどういうふうな態度をもつてお歸みになるのか、まず、お伺いしたいのです。

○國務大臣(佐藤榮作君)　ただいま御指摘になれますように、文部大臣と日教組の委員長、これを持たない、ということが今日の問題であるから、ような御指摘、私もそれがどういう理由であるらうかと、少なくとも組合側との話し合いの支障になつてゐる、そういう事実ははつきり認めております。しかしして、ただいま申し上げますように、ドライバーさん自身はそういう点はメンションはしなかつた、しかしながら、政府としてこのことが重大な支障になつておるということは十分承知いたしております。したがつて、これがいわゆる権利義務的な関係で処理する、こういうことよりも、もっと実際の問題としてこういう問題が連携をされる方法はないだらうか、ただいま合同会議を招請しておるものもその解決への第一歩と、かよろしく私どもは理解しておるのでございまして、この点で御協力を得たいと心から願つておる次第でございます。

なつておる事実は事実なんですか、その事実を解決する方法はどこにあるだらうか、かように是が考へえてまいりますと、まず第一に、その合同懇談会、協議会、それを持つことだ、これがまず第二だ。そして、そこまで糸口を見つける、かよろんの運び方をいたしたい、かように私は考へております。

○岡田宗司君 そうすれば、政府側の考え方として、この問題を先に片づけることが、双方が納得するかしないかは別として、まず第一回の会合を開く、そうして、そこでこの問題についての結論をつけて、こういうお考へでござりますか。それとも、この第一回の会合を開くまでにある程度考へ

第二十三部

話し合いをして、この第一回会合の中において、この文部大臣と日教組の代表との話し合いも行なわれるようにして、その点を明らかにしていただきたい。

○國務大臣（佐藤兼作君）　たゞいま言われるよう
に、あるいは事前に何か話し合いをつけるとか、
あるいは了解をつけるとか、こういうようなことと
を望まれるやに伺っております。しかしながら、
政府は、国の国政を担当する場合に、これは専使
の問題であろうが、その他一般の政治万般にわた
る問題でありますから、専使の問題を含めて、そ
の問題を含めて、専使の問題を含めて、そ

ら、何でもかんでも定期会合を開いて、そうしてここでこの問題についてひとつ意見を大いに吐露し合って、そうして難関になつておる問題について解決方法を見出すのか。どちらの態度を政府としておとりになるのか。つまり、総理大臣のイニシアチブというものは、こういうときに發揮されなければならぬと私は了承するんでありますけれども、どちらの態度をおとりになつて定期会合を開くようにお進めにならうとするのか、その点をお伺いしたい。

○國務大臣(石田博英君) 別に完全にとぎれてい
るわけではございません。いろいろと意見の交換
あるいは連絡というような、やるべきときには
やっております。それに現在春季闘争をおやりの
真最中でございまして、片方で使用者である政府
と組合との間が対立をしておるときに、片方で伸
直りムードというのも御迷惑の節もないとは申せ
ないのでありますし、表につても顔を出してお
るというものでもございません。いろいろとやつ
ております。したがつて、政府としましては、さ
わめて近い機会にドライヤー提案を実現できるよ

岡田宗司君 この定期的会談に臨む政府側の代表として、双方の意見の一一致を見出していきたい、こう思つております。

がだるうか、しかし、定期的に行なうのは二ヵ月に一ぺんぐらいでどうだらうか、こういうようう話し合いをしておりました、総評側との話の途中では。しかし、そのうちにいま申しました国内の取り扱いに問題が移りましたので、しばらく構成、回数等についての話し合いは、その後行なつておりませんが、ごく近い機会に私と官房長官と総評側の代表といわゆる予備的会談をいたしまして、双方の意見の一一致を見出していきたい、こう思つております。

な意味合いにおきまして、いやしくも労使関係においてこれは相互不信だ、かように外国の人から指摘されることはまことに恥ずかしいことだと、かようにもううのありますて、そういう意味合いにおいて責任をもつてこういうような状態はござ

をしておりますると、お互の事情は話し合いをしておる者同士はよくわかつておるのであります。そこで定期的会談の積み重ねによつて相互の信頼性を回復することを通じて解決する、そういうことを双方の理解をつけて、その上で定期会談を行な

うな見通しを持つておりますことを申し上げておきたいと存じます。

表といいますか、これはいま石田労働大臣が指摘されましたのは、これは普通の場合でございまして。しかしながら、たとえば両者の間にある特殊な問題が起る場合もある、そういう場合には、いま石田労働大臣が言られた構成のほかに、隨時としている特殊な問題についても考慮する必要がある

そう、こういうわけでございます。これは政府の当然の責任だと思います。組合だからこれは国民ではないかのような感じを持つわけではございません。ここは誤解のないように願いたいと思います。

○岡田宗司君　いまの石田労働大臣の御答弁を伺いますといふと、結局のことには、ひとつ腹と腹非常に困難だというお話をございましたが、だんだんと煮詰まっていけるものだ、こう思つておる次第でございます。

それそのものが問題にして責任を負ひ得る場合に、この特殊な問題について責任を持つ閣僚を加える、こういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣（石田博英君）これは別に何人と何人

す。全部の事情がスマートにいくように政府はもちろん責任をもって考へべきだ。かようにも思ひます。ただ、いまの問題になりますと、なかなかデリケートに問題が発展しておる、こういうことがいわゆる不信というような点を他から指摘されることになるのでありますて、こういう点が双方によろなる、こういうふうな結果で、

でいくよりしようがないんだと、そうしてお互いの腹は大体わかつておるんだからと、こういううえでござりますけれども、しかしながら、すでにドライヤー委員会の提案というものが公にされ、政府がそれを受諾し、そうして六月までに少なくとも政府が報告しなければならない責任を持つと

として、常にこの会合はございました。たゞ構成をもつて臨むか、労働者側の代表も入るわけですが、大体これはどういう構成であるべきかということを政府はお考えになつておるのか、また適当な間隔をもつて開くかどうかということは、一休どのくらいの間隔を政府はお考えになつておるのか。いずれこれらは両者の話し合いで

とか、それから精液はとれるとれとするとか、そういうようなかた苦しいものであつてはならぬといふのであります。したがつて、お説のとおり問題によつて必要な人が参加する、もつと自由にお互いが信頼し合う空氣をつくり出すようにといふことが最大の目的でございますから、かた苦しい運営のしかたは望ましいことないと、こうい

もつと虚心たんかいにお互いにそれぞれの立場を守る、こういうことで話し合っていく、そこから糸口を見つけようじゃないか、これがただいまの私の考え方であります。

するならば、これらの問題に付きまして、もう少し具体的化していきたいと思います。腹と腹との探り合いの段階から、もう少し具體化していく段階に来ておると思うのであります。このところしばらく、両

できることでございましょうけれども、政府としてのお考えというのもあるから、それを伺いしたいと思います。

○岡田宗司君 そうすると、第一回の会合の場合は、
においても、かなり広範な問題が取り扱われる
するならば、そういう場合もあり得ると、そう了
承してよろしくうございりますか。

うばく然たる話ではないんでありますて、いまこの定期会合の第一回を開くために予備交渉が行なわれて、そこでこの問題についてある程度の了解に達して、そうしてこの定期会合を開くのか。それともそういう点については意見が一致しないか

者の予備的な話し合いというのもとぎれておるようでございますが、近く政府はこの予備的な話し合いを再開して、今度こそこの問題について会合の開けるような具体的な話し合いをされるつもりであるかどうか、その点をお伺いしたい。

がありますする場合は公社現業の主宰者というようなものが必要だらうと思っております。それから定期的会議の間隔は初めは二月ごろ開催するつもりでございましたが、いわゆる春闘もあることございましし、当初は一ヶ月に一ペんぐらいがいいかな

○國務大臣(石田博英君) 第一回にどういうことを話題にするかといふようなことは、これから相談をしてまいりたいと思つておりますが、むろんこだわった考え方で運営するわけではございません。

○岡田宗司君 次に、お伺いしたいのは、この定期的会合において、協議の結果、意見の一一致をしましたこと、これは政府としてどういうふうにお取り扱いになるのか。

それからもう一つは、次にドライバー・ミッショーンの提案の中に、「国会は、かかる意見交換及びそこから招来される措置によつてもたらされる進歩について、隨時通報を受けるべきである。」と書いてありますが、これとの関連、これはどういう形で行なわれるか、その二点をお伺いした

○國務大臣(石田博英君) この会合の主たる目的はいわゆる相互信頼の回復であります。相互信頼の回復ということは、人間同士でありますから、始終会つておれば、人というものは接触を深めていくに従つて、お互いの立場は違つておつても、人間的理知といふものは深まるものであります。この人間的理知といふものを深めていくことが、まず第一であります。しかも、問題は非常に広範でありますから、的確にすみやかに何か具体的な問題について結論が得られるとかいう性質のものでないかもしません。しかしながら、その中で意見の一一致をみたものについて、これは必要なものは記録にもとどめなければなりませんでしょ

う。そういう事柄については、議会にどういう方法でこれは報告するか、あるいは記録にとめるべき性質のものでないものについては、やはり行政内閣なり、そのほかの措置を行なわれることもございましょう。そういう事柄については、議会にどういう方法でいいかと思つたいたいと、こう思つておきたいと、こう思つておる次第であります。

○岡田宗司君 私の持つ時間ももう尽きますので、いざれ多くの問題については、また後にお伺いすることいたしまして、このILO八十七号条約の批准、国内法の改正と相まって、非常に重大な任務を負わされる公務員制度審議会の問題について、それは政府としていつどろから発足せらるつもりであるのか、その構成並びにそれの運

用、さらにはその答申に対し、政府はどういう態度をもつて臨まれるか、これは基本的な態度をお示し願えればいいのであります。それらの点について総理大臣からお答えを願いたいと思いま

す。

○國務大臣(石田博英君) まず最初に私からお答えをいたします。

この審議会は二十名程度の委員をもつて構成をいたしたいと思っております。その構成の内容をどうするか、これは直接には総理府の所管でございますから、これから総理府と御相談を申し上げたいと思うのですが、できるだけこの問題を処理するにふさわしいような構成を、これを考へていただきたい。そして我が國の公共部門における労使関係、いたくさんの問題がからんでおると思うのであります。その問題が根本的に處理せられ、後日いろいろな論議を起こさないようなものを作り上げるようにしてまいりたい、こう思つております。むろんこうやって法律によつてつくられる審議会でございますから、その答申は政府が尊重することはいうまでもありません。

○委員長(安井謙君) 佐藤総理大臣何か……。

○國務大臣(佐藤栄作君) 別につけ加えることもないようでございますが、問題はやはり審議会を早く発足させこと、同時にまた、その審議会の構成につきましては、やはり中立性の方を主にして考へいかなければならぬのじゃないか、かように思つております。問題は新しい問題でありますし、こういう事柄で新たな労使関係をつくる

度言われることであります。政府はそのつど申請される審議会でございますから、その答申は政府が尊重されることはないのだというような考え方であります。私は今度の問題について臨んでいただきたいと思うのですが、総理、その点はいかがでございましょうか。

○國務大臣(佐藤栄作君) まあ審議会について毎度言われることであります。政府はそのつど申請される審議会等を隠れみにするのではないか、あるいは政府自身が御用審議会をつくるのではないか、あるいは政府が氣に食わない

を、審議会等を隠れみにするのではないか、あるいは政府自身が御用審議会をつくるのではないか、あるいは政府が氣に食わない

を、審議会等を隠れみにするのではないか、あるいは政府自身が御用審議会をつくるのではないか、あるいは政府が氣に食わない

を、審議会等を隠れみにするのではないか、あるいは政府自身が御用審議会をつくる

なか言葉どおりにはむずかしいことだと思います。問題は、そういう事態に立ち至った場合に、それでも、まあ政府ではいろいろな調査会あるいは審議会をつくり、それから答申が出されますといふと、どうもその答申をばたしてほんとうに仰せられるのももつともだと思います。しかし、政

府自身が審議会の責任においてこうすることを處

理するのではなくて、政府自身が国会に対し責任

を持ち、国民に対して責任を持つ、こういう立場で

ござりますから、完全尊重、こういうことはなか

る。あるいはそのほかいろいろな委員会の答申にはむずかしいことだと思いま

す。問題は、そういう事態に立ち至った場合に、

政府自身が審議会の趣旨を十分尊重しておる、ま

た審議会の答申を尊重しておるのかどうか、それ

はその背後をなすもの、それについて十分の分析

をしてみる必要があるだろうと思います。いずれ

にいたしましても、この答申の結果、私どもが立

法措置を必要とするもの、あるいは予算的措置を

必要とする、かのような場合には国会に十分御審

議をいただくのでありますから、そういう際に、

これは尊重されているかどうか、よくごらん願え

ればおわかりがいくのじやないだらうか、かよう

に思います。私は今回の問題につきましても、新し

い労使関係をつくる、かような意味合いにおきま

す。

○委員長(安井謙君) 亀井光君。

【委員長退席、理事横川正市着席】

○岡田宗司君 それでは私の質問はこれで……。

○委員長(安井謙君) 亀井光君。

○岡田宗司君 さようは質問時間の制限もございま

すので、各論は別の機会に譲りまして、ごく基本

的な問題につきまして御質問をいたしたいと思

ます。

ILO八十七号条約は、言うまでもなく、結社

の自由と團結権の擁護をいたしております

ので、各論は別の機会に譲りまして、ごく基本

的な問題につきまして御質問をいたしたいと思

ます。

けました場合には、これを審査をして、未批准国に対しても勧告をして、この自由を守つておるような状況でございます。

わが国におきましても、結社の自由の重要性にかんがみまして、憲法では二十一條で結社の自由を保障し、あるいは第二十八條におきまして勤労者の団結権、団体交渉権あるいは団体行動権といふものを保障をしておるのでございますけれども、また、労働組合法その他の労働法におきましても、憲法の精神を受けまして、具体的ないろいろな保護をいたしております。したがいまして、わが国の現在の法の中におきましては、一応 ILO 八十七号条約の精神というものは規定をされているわけでございます。ただ、公労法、地公労法の中では、あるいはそのほかの法律の中で、一部これに抵触する部分がありまするのに、いろいろ今日までこの批准をめぐりまして問題が生じてきているわけでございます。

で、今までこの八十七号条約の批准がおくれば、その理由その他につきましては、先ほど労働大臣から御説明がございましてよくわかりましたが、まあ各党の間のいろいろな事情もさることながら、結局は政府と使用者、労働組合、こういうものの中の相互信頼が欠けていたということですが、またこの八十七号条約の批准のおくれた根本的な理由ではないだろうか。その点は先般来日しましたドライヤー委員長が離日の際に出されました声明の中でも、そういう点を指摘されて、そうしてただいま質疑の中にございましたように、定期的な話し合い、これによつてお互いの相互理解を高め、日本の労使関係の安定に寄与すべきだという点についても、私も全くドライヤー委員長と同感の意思を持つわけでございまして、今後の定期的な話し合いにつきましては、総理大臣も非常に強い熱意をもつておられるようでございますので、その点に私も強く期待をいたしまして、この問題についてさらにお答えを求めるのでございますが、問題は、公労法の四条三項、地公労法の五条三項、これが今回八十七号条約が批准をされて

この公労法四条三項、地公労法五条三項が削除されると、組合において自由に役員を選任することができます。しかし、生じてくるんじゃないのだろうか。言うまでもなく、四条三項、五条三項を削除をいたしますと、組合において自由に役員を選任することができます。そこで、私は公労法の八組合が違法な争議行為を行なつて当局から解雇された職員が組合の役員になつたり、あるいは職業的な過激な組合指導者が組合の役員になつたり、ついで、従来よりも一そう公企体の労使関係といふものが激しくなるんじやないかという心配を国民の一部がいたしておると私は思うのでござります。で、民間の労働組合は、戦後二十年間、確かに私は一步前進をいたしておると思いますが、これは明らかに、労使の間における企業一体感申しますか、これは日本の労働組合がいわゆる企業別組合でありますから、労使組合であります。この組合でありますために、こういう感じを根底に持つておるわけでありまして、企業あっての労働組合、企業がつぶれりや労働組合の存在はないんだ、こういう意識がありますから、労使組合の争議にもおのずから自律的な制約が加えられる。こういうことで、おそらく民間の労使関係が戦後二十年間だんだん安定の方向に向かっているんだと考へられるのでございますが、公企体の労働組合は、よく世間で言われますように、いわゆる親方日の丸の組合でございまして、幾ら過激な闘争をしても企業がつぶれることはないんだといふ意識のもとに、いろいろな労使関係が運営されておりするために、先ほど申しましたような違法な争議行為が行なわれておる。現に去る二十三日には公労協の八組合が違法な争議行為を行なつて、国民党に非常な迷惑をかけた。そういうこともありまして、国民党の間には、もし公労法四条三項、地公労法五条三項が削除され、先ほどのような事態になると、もつと激しいストライキが行なわれて、国民党はさらに大きな迷惑を受けるんじゃないか、という心配がされるわけであります。そこで、私は総理にお尋ねをいたしたいのですが、三項が削除されるにあたりまして、そういう国民党

○國務大臣（佐藤榮作君） 私は、この八十七号の
条約を批准することによって、組合が完全に民主化
されるだろう、こういうことを期待いたしてお尋ねいた
ります。したがいまして、ただいま御指摘になりま
したような役員がそう簡単にそれぞれ選任され
ると、かような状態かどうか。民主化された組合
員の自由意思によつて役員を選任する、こういう
たてまえだと思いますので、それならばそれで
組合にまかしてよろしいんじやないか、かよううに
私は考えております。

たた私も立ち上がりまして少し労働運動の経験などについて申し上げてみたいと思いますが、私も、国鉄あるいは電通、郵政等の組合の諸君ともしばしば折衝してきたものであります。で、二十年の間によくもこれほど発達した、また発展した、かようには私は考へるのでございまして、その結成の当初においては、ただいま亀井君の御心配になるような事態も間々あつたかと思います。しかし、今日はりっぱに成長し、そしてりっぱな組合ができるつある、かようには考えますので、今回のお話を契機にいたしまして、一そう民主化された自由な組合が誕生するように、それを心から実は願つておる次第でございます。私は、これを契機にいたしまして、わが国の労使関係にも一転機がくる、また、そういうことでこれを見守りたい、かようを感じておる次第でございます。

が、現在のいろいろな諸制度の制約を受けてからしませんが、団体交渉できるべきいろいろな労働条件というものについて、これをきめるだけの当事者能力が十分当局に与えられていないというふうなことが、この公企体の労使関係が安定をしないまた大きな原因でもあるかと私は思うのですが、過去においては、仲裁裁定が出来しても、政府がなかなかこれを完全に実施しなかつた、こういうふうなことから、公企体の労使関係の中に不信感が出来まして、それがいまなお違法な争議行為が繰り返される一つの原因もあるのじゃないだろうかという気がするわけでございます。言うまでもなく、よき労使慣行を確立するためには、違法な争議行為をいたしました労働組合を、まあ処罰をするとということだけで、決していい労使関係というものは生まれてこない。私は、違法な争議行為を行なわさせないような条件といるものを、政府も使用者側もつくつていかなければならぬい、こういう点につきまして、経理のお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの問題が、実は基本の問題だと思います。この團結の自由、かように申して、組合は結成されました。またその次には、交渉権を持つ、団体交渉権を持つ。団体交渉権を持つ場合に、いわゆる争議権、ストライキ権を持たなければ、団体協議権としては非常に不十分だ、こういう考え方方が片一方であるようですが、交渉権を持つ、政府関係機関、これが、全部予算で縛られています。いわゆる当事者能力を欠いておるかのような状態だと思います。そこで、いわゆる労働関係の方々の見方から見まして、この公企体の団体あるいは政府関係機関と申しますが、一般的のものとして非常な不十分な状況、こういうことがしばしば言われます。そこで、私ども一番心配をする、ただいまいう、違法な労働争議、こういうことが言われますが、違法な労働争議というの是一体どういうことなのか、結局政府関係機関として責任を持つ

もののか、それは公私に対する放恣なのか、こういう点が明確でないと、ただいま書うようなな立場が、いわゆる労働関係の放恣な状況におちりやすい、かのように私は思うのであります。今日は、それぞれの組合がそれぞれ発展してまいりました、発達してまいりましたが、かつて見られたようなわがままな放恣な状態はよほど改善されたと思います。しかし、なお今回のよほどのILLO条約を批准するその契機に立ちまして、こういう点についても十分考えてほしいと、こういう気持ちがござりまするが、しかしながら、事柄がなかなか基本的な問題でありますだけに、簡単にほきまらないのであります。そこで、いわゆる公務員制度審議会等におきまして、十分それらの点について検討を加えていく、かようなことでござりますが、まあ、あらゆる政府の関係機関等を動員いたしまして、そして、正當なしかも本来の組合活動も、これならできるのだという点を明確にいたしたいものだと思います。ただ、どういたしましても、先ほども岡田委員からお述べがございましたが、政府自身が最後には予算にこれを縛られたが、政府自身が最後には予算にこれを縛られておる、こういう問題に入りますので、なかなか最終的な決定はできないようになりますが、ただいまも政府自身は争議における裁定等について、これは十分尊重し、また、その趣旨を実現するようにならゆる努力をしてまいりました。予算措置上これができないといって、これを断るわざはないままでも政府自身は争議における裁定等については、これをおきましては、そういう状態もあったたよに思いますが、ただいま言われるようなことはまずだいまはないようになりますが、労働運動の初期におきましては、そういう問題もあったたよに思いますが、ただいま言われる点が基本的な問題だると思います。これが結局、国民の良識、また国会の良識等によりまして、この問題が解決するよう期待いたしておるわけですがございます。

次に、公務員の問題につきましてお伺いいたいのですが、公務員が、憲法で十五条に書いてありますように、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではないのは国家公務員法百一条で職務に専念する義務があると、こういうふうにまあ身分的な特殊な制約を受けておりまして、この点一般の労働者と違う点でござります。したがいまして、国家公務員につきましては、もちろん公務員が入っていることについては、最高裁の判例もこれは認めているわけでございます。まあこういうことになるんではないだらうか。その半面におきまして、国家公務員につきましては、その賃金については人事院の勧告制度がある。あるいは使用者の不当な処分につきましては、人事院がこれを保護救済する。こういう裏づけが別になされておるのでございます。したがつて、現在の制度からいえば、国家公務員の労務管理は、いわば人事院がこれに当たつておるというのが実態ではないかと思うのでございます。しかし、労務管理といふものは、元来労働者を使用する使用者が直接行なつてはじめて効果があるのでありますし、またこの労務管理のよし悪しといふものが結局労使関係が安定するかどうかといふことにかかるてまいる重要な問題でござります。御承知のとおり、民間の企業におきましては、まあ担当の重役を置いてこの労務問題の処理に当たらせるということは、これは法律上そういう形になつておりますが、行政庁みずからそういう労務管理といふことを振り返つてみると、人事院にまかせておられる政府が、はたして今までこの労務管理について自分自身で組織をつくり、自分自身で機構をつくつて、ほんとうにやられたかどうかというふうなものについて十分な措置がとられていない。そ

されは機構上の問題、組織上の問題もございまして、それがついて、今回国内法の改正にあたりましては、國家公務員について、この点について一体総理はどういうふうにお考えになり、どういうふうに処置されようというふうに考えておられますか、お伺いをいたしたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君)　ただいま御指摘のような点が過去において見られた——労務管理が適正でなかつた、あるいは各省それぞれがやつてゐるためには本來同一であるものが、これが二途、三途に出ていた、こういうところいろいろな問題を起こしたと、私はかように思います。今回人事局の立場もはつきりするし、また各省によつて掲げられた方が二途に出ないと、かようにもなるだらう、とつくれば、片一方で公共の奉仕者であるとかのように思いまして新しい制度の人事局に私は常な期待を持つておるような次第でございます。

○鶴井光君　ただいま総理の御答弁にございましたように、今まで各省で、何万人と使つ役員補佐官として、國務大臣として格上げをして、國家公務員全体の労務管理の調整と統轄をやつてしまつて、こういうお話をございますので、この点も私たゞ、この二十年間一體何をしていたのだということを貢いたくなるくらいございまして、今回公務員の労務管理の最高責任者である總理大臣として格上げをして、國務大臣が非常に力強く思うのでございますが、問題は、公務員の労務管理の改定で、總理の御答弁によれば、總理は機構上の問題、組織上の問題もございまして、國家公務員について、この点について一体総理はどういうふうにお考えになり、どういうふうに処置されようというふうに考えておられますか、お伺いをいたしたいと思います。

機構あるいは組織が整備されただけでは、これは意味がない。結局は最高責任者である総理大臣の心がまえ、労務管理に対する心がまえというものを感じ、ぜひとも自信をもつておつくりいただきまして、そうしてそれを各首府にお流していただきたいとお願い申し上げます。

そこで、もう一点国家公務員に関しまして御質問をしたいのは、現在の国家公務員制度は、言つてもなく、終戦直後、占領軍の強力な指導によってつくられた制度でございます。戦後二十年間、社会も経済も実は進歩してまいっておりますのに、公務員制度のみがそのまま二十年前と同じというところに、また矛盾がいろいろ出てまいります。たとえば、職員団体の組織の問題についておられます。たとえば、職員団体の登録問題についてもそうでございまして、あるいは職員団体の登録の問題についてもそうでございましょう。あるいはまた職員団体の交渉の手続内容等についてもそうでございましょうし、またわゆる在籍専従制度というものについても、いろいろ問題が生じてきておる。いままでこれら諸問題につきましては、法律解釈だけで運用されてきておりませんから、いろいろ明確を欠きましたし、中央、地方を問わず困っておられる向きもあるようございますが、今回 ILO 八十七号条約を批准するにあたりましては、この条約の精神に照らし合わせまして、適当でないいろいろな国家公務員の諸制度が実はあらうかと思います。こういう問題につきまして、この機会にぜひとも改めてまいらなければならぬ問題がたくさんあるうと思いまます。行政管理庁長官がおられますから、時間がございませんので、ごく概要だけ、それはどういう点が、今回の ILO 八十七号条約を批准するにあたって、その精神からいって直さなければならないか、あるいは今後の国家公務員の労使関係の安定をはかるには、この機会にこういうところを直さなければならぬという点につきまして、御説明いただきたいと思います。

○國務大臣（増原惠吉君） 御質問の ILO 八十七号条約批准に関する、当然抵触をして法律を改

めるべき点があるのは、ただいま御指摘のようない精神に照らして改革を要する点があるわけでござります。このたびの国家公務員法の関連する改正につきましては、ただいまも御指摘がございましたが、職員団体の構成についての問題、登録についての問題、チエックオフの問題は、地方公務員関係の問題でございます。国家公務員としては、従来からその制度をとつておらないわけでござります。それと在籍専従の問題等につきまして、國家公務員法の改正をいたそう、条約批准の趣旨に沿つて、労使双方不介入であり、また自生的な組合育成でございまするような方向に沿つての改正をいたそうというわけでございます。さらにこれの全体をおおう問題としましては、公務員制度審議会をつくりまして、ここで公務員等の労働関係の基本について審議をしていただこうというふうに改正をいたした次第でございます。

ました点が、私もまあいろいろ今回改正しなければならぬ問題点などと思うのでありますよ、まあ先

般衆議院における審議の段階で、これらの問題点が取り上げられまして、その施行が政令で別に定期院の中におけるいろいろな交渉の中から生まれた要協案でございますから、きょうはもう時間もございませんので、その経過の御説明もいたしかねなくてけつこうでございますが、ただ私、ここで考えなければならないことは、これらの条項というのが、先ほど申し上げましたように法律解釈だけでいろいろな問題を生じ、疑義を生じて、労使関係の混乱を来たしておるものになつている問題ばかりでございます。そこで、政令で定める日までその施行が延ばされる——これはまあ公務員制度審議会でこれからじっくりと審議をして、そしてきめることの裏づけがあるようでございます。まあそなつですが、たとえば交渉一つとりましても、非登録団体との交渉をどうするのか、あるいは交渉の方針法、手続が現行法では不明確でございます。それ

をどうするのか。あるいは交渉の対象をどういうふうにきめていくのか。いろいろ実は現行法の中には問題——あいまいな点がたくさんある。これは延びれば延びるほど、私は國家公務員なり地方公務員の労使関係の安定を阻害していく要因がだんだん積み重なっていくものとなるんではないかという気がいたしますので、この公務員制度審議会が一日も早くこれらの問題について十分な話し合いを経て、りっぱな結論を得られることを期待するのでございますが、今後、この公務員制度審議会をつくりますこと、あるいはその運営は全部政府の責任において決は行なわれるわけですがございまするから、一体どういうふうにこの審議会を運営し、そうして結論を、まあできるだけ早くという抽象的ではなくて、どれぐらいの日程に置くのか。私はILO八十七号条約が発効するまでは、おそらくともこの問題の解決をはからなければならぬと思うので、その点についての御決意

く、今後の公会体にしましてもあるいは国家公教員の関係にしましても、労使関係が円滑にいかかれないというふうなことがはつきりしてまいつたわけござります。したがいまして、きょうは委員長にお出ましでございますが、委員長にちよつとお願ひをしたいのは、そういう重要な条約の批准を委員会の運営を円滑に処理していただきたいとすることを委員長にお願いいたしますとともに、
〔理事横川正市君退席、委員長着席〕
していただきたい。そうすることによって、大臣以下関係の各大臣におかれましては、本委員会の審議が円滑に、しかも手ぎわよく行われるよう御協力をお願い申し上げまして終了いたしました。質問を終わる次第であります。

案が原案であると、こう考えます。このことについては、きのう私もいろいろ関係のそれぞれの専門の方たちと非常に調べてみた。私は、そのことの手続上のことをいろいろかれこれ書うのではなくとも原い。しかし、関係閣僚の方たちが、少なくとも原案は政府原案なんである、選ぶのは参議院でどうちか選べばいいのだということであるならば、私はちょっと問題を感じる。これはちょっと世間の常識では言われない、いわゆるその院の一つの慣例とかあるいは扱い上の解釈とかがあるのでしようけれども、常識的に考えれば大臣の提案も修正案をよろしくと、こういうところになるのだろうと思うのだけれども、その点については間違いないのでしようね。これはどこまでもわれわれの主張しているのは原案であつてというような腹がまことにありますから、その点、どなたか代表してお答え願います。

この法律が御可決をいただきまするならば、全体会としての九十日以内という公布の時期をもちまして、なるべくすみやかに発足できるような準備を着々進めたいと思います。公務員制度審議会の審議それ自体は、自主的な審議をしていただくわけでござりまするが、しかし、政府としては、お述べになりましたように重要な事項が施行延期ということになるわけでござりまするので、これは慎重な御審議のうちに、ひとつ十分すみやかに結論を出していただきように——まあ政府としても条約が発効いたしまする一年以内というところで結論を出していただこうことを期待いたしたいと、かように考えておるわけでござります。

○國務大臣（増原惠吉君） 政府側から提案をいたしましたものが、内閣提出、衆議院送付として参議院に送られてしまつてゐるわけでございます。その場合は、参議院において御審議になる基本は、修正案ということになるものとわれわれも了解をいたしております。ただ、そういう場合は、提出者としての内閣が、各國務大臣としては、原案の説明をするという従来のまあ慣例と申しますが、そういう形をとつて説明をいたしたわけでございます。政府として、あくまでも原案をお願いしますという趣旨で参議院における説明をした趣旨ではございません。その点は御了承を願いたいと思います。

○小林武君 先ほども、まあせつかくここまでやつたものですから、端的にいえれば双方がやはり信頼関係の氣持をもつて、そうして多年生みの悩みを疏けてきた、その結論をやはりこちでつけるべきだと考えるわけでありますが、しかし私は、幾多の問題点を持つていてもそれを申し上げまし

たが、総理大臣としては、その点で相当私は御決意をいたががなければならないようなことが多々あるのではないか。そういう具体的なことは後ほど申し上げますけれども、この点について、いわゆる修正案が御破算になるというような事態の起こらないよう、総理大臣としても相当な決意を持ちになつてあるかどうか、この点について御意見を承りたいわけあります。

○國務大臣(佐藤榮作君) ここで御審議いただく原案は修正案だと、これは衆議院送付のものであ

る、これは御承知のとおりであると思ひますが、

ただ、政府がその修正案に触れたことは、

あるいは落ち度であったかもわかりません。一院

で修正を受けた場合に、その修正に触れた例もあ

りますし、触れない場合のほうがむしろ多いよ

うあります。そういう点でございますから、その

点には御心配なく、ことに三党でこれが修正案が

満場一致可決されたのでござります。参議院は、

もちろん二院制でござりますから、参議院の独白

性といふものも尊重しなければなりませんが、し

かし、ただいまの政黨のあり方等から見まして、

私は、参議院におきましても、この三党で満場一

致妥結を見た修正案といふものは尊重されるだら

う、かように期待をいたしまして、ただいま御審

議を願つておるような次第でござります。

○小林武君 先ほど来、岡田委員との間にいろいろの質疑がございましたが、私この三党で修正さ

れたものを、これをとにかく成功させるというこ

とにありますというと、私は、やはりかなり十分

の準備が必要だと思うのであります。その中で、一番この問題解決のために私どもが考慮しな

ければならない問題は、労働問題に対する基本的な考え方の問題だと思うのです。先ほど来相互不

信をなくしたい、こういう総理の決意は私は妥当だと思います。しかし、その相互不信の原因とい

うのは一体どこにあるのか。具体的には一体何な

かということは、この際、やつぱり私どもとして

は言つてはぐあいが悪い、という式のことではなく

て、やはり問題として出すべきものは出して、こ

れを乗り越えていくというやはり決意がなければ

大事なこと

ありますから、それをたずねるのも

ないか。

ことによると、そのことのために途中で

話がこじれてくるというようなことになる。

審議会はうまくいかなかつたと

ことがあります。

これであつては、私はかえつてこの三党修正案とい

うものが将来の労働問題に悪い影響を与えるとい

うような結果になるかとも思つてあります。

したがつて、私はこの労働問題に対する基本的な態度としてお伺いしたいのは、一体その労働問題

というようなものを治安問題として考えたり、あ

るいはこれを何か教員組合のことでいえば教育問

題と関連して考えたり、関連というよりも教育

問題そのものに考えたりする。こういうところにま

あ不信感の原因があるのではないかと思つてます。

けれども、一体、労働組合と使用者との間におけるところの不信感あるいは政府と労働者との間に

おけるところの不信感といふものは、どういうも

のなのかな。

その点についてひとつ総理から御説明

をいただきたいわけあります。

○國務大臣(佐藤榮作君) 基本的には、ただいま

おられる小林さんの考え方と私の考え方と変わり

はないと思います。施政演説の中にも「話し合い

による合理的な解決を望む」ということを申して

おりますし、また私自身、調和の精神を説き、同

じいう問題が出てきた。この中央交渉の問題が出

てきたんですけれども、そこらが私は労働問題に

ついての基本的なやはり考え方方に立ち返るもの

がなければ、これはなかなか解決がつかないよう

な気がするのです。憲法二十八条を見ても、あるい

はすでにわれわれが昭和二十八年ですか、批准い

たしましたILO九十八号等を見ても、これは日

本の労働者というものが、どういう一本基本的な

権利を持つべきかということについては、保障さ

れている問題です。それがなかなか解決をつけられ

れない、このことなしに、ただ話し合いをすると

いうことであれば、なかなか問題は深まつていか

ないのではないかといふ、この労働者の意向とい

うのは、私はよくわかるのです。でありますか

ならない。これは調査團としての報告です。二十

二日ころにはILOの理事会が開かれるというよ

くとも定期的な会合というものは開かれなければ

ならないだろうというような、こういう岡田さん

の質問もありましたが、私は、その日限等を考え

ましても、やはり総評から出てまいりました、労

働者の側から出してもらいたいと思うので

す。これについては、衆議院の委員会等における

経過がどうだったとか、こういうことももちろん

大変なことでありますから、それをたずねるのも

けつこうでございますが、しかし、われわれがこ

の問題を解決するにあつては、絶えず前向きで

いることでありたい。その建設的な意欲、そ

の方向で努力をするならば、必ず、いかにむずかし

いと申しますても、解決はできる。私はかような

態度としてお伺いしたいのは、一体その労働問題

の問題を解決するにあつては、絶えず前向きで

いることでありたい。その建設的な意欲、そ

の方向で努力をするならば、必ず、いかにむずかし

を合わすと角突き合わす。そうしてこれが闘争であるとか、あるいは戦い取るのだと、こういうような考え方ですべての話に臨まれると、どうしても不信というか、あるいは話がスムーズにかない。こういう点をとにかく払拭するのだ。相互に信頼し、やはり大事な一翼をになっていただけである。そこで、その辺を忌憚なく飛び込む、こういう姿勢が望ましいんじゃないか。この会合自身が、ただいまあっせんはしながらも、また労働大臣と官房長官が私の意を受けて話し合っていながら、どうも進行しない。いいところまでいって、いるのが、どうもうまくならない。まだどうも隔靴楚楚の感があるのであります。いま一步双方におきましてその辺を忌憚なく飛び込む、こういう姿勢が望ましいんじゃないか、私がかように考えますので、そういう点については、政府としても一そもう努力をしてまいります。組合側におきましては、今日の民主化された組合、そういう立場に立つて、どうか円満な話し合いのつきますよう御協力のほどをお願いしておきます。

○小林武君 理屈が先に立つて、双方がよいと言えば話し合う、あるいはまた鬭争の話が出ましたけれども、まあそういう点もあるでしょうけれども、日教組に対して文部大臣が話し合うことを拒否しているという理由は、もうはっきりしてゐるわけであります。その理由は、いまここで申し上げません。もうすでに何べんかたくさんの人によつて申し上げられたことですから言いませんが、しかし、そういうものの考え方も、とにかくあるということだけは事実です、政府側に。しかし、その考え方は間違いである、不正当であるといふことだ。そこで私は、まとめるということになると、それぞれたとえば両者の会談が行なわれ、総理が出てこられてその話し相手にもなるということになりましても、集まつてくる人とい

うのは全部じゃないわけです。代表なんです。その代表に出了られた人といふものは、自分の背後にいる人たもを説得する力を持たなければいけないです。これは、その責任を負わないで会談に臨むということは、これはおかしな話だと思うであります。労働組合の代表であるならば、四百何十万の人間を説得する責任がそこに生じておる、道義的責任も出ておる、また、それだけの力量がなければ話し合いには臨まれないということになるわけです。この点で、私は佐藤総理が出られるということはたいへんけつこうですね。私は、まあ話し合いをして、もみほぐしていくば、筋はとにかく立つようになるだらうと思うのです。しかし雑音が多いをして、なかなか立ち直りがなれど、筋はとにかく立つようになるだらうと思つてますね。私は話し合いは進まないと思うわけであります。そういふ点ではひとつ十分お考えいただいてとにかく、やはり労働者はいままでいろいろなとにかく問題をかかえておりますから、話し合いをするについては、定期的な懇談に入るには、これだけの条件が必要だと書いておるのでありますから、前向きのほうは、やはり総理のほうが一步先んじておやりになつて、前提条件は十分立ててやつて、そうして一早く両者の話し合いが始まるようひつと希望をいたします。これについて総理が何かそしようというようなあれがありましたら、ひとつ承りたいと思います。

○小林武君 今度のこの修正案を出した衆議院の方々に御質問をいたしますが、私は、やはり先ほど亀井委員の御質問の中にありましたけれども、結論の出る時期というのは、きわめて重大な時期だと思うわけであります。その結論が一体いつ出るか、これはもう慎重かつすみやかにやってくれるか、これはもう慎重かつすみやかにやってくれるか、これはとぼの上では、たいへん慎重というのではなくて、これはとぼの上では、たいへん慎重、すみやかにやることについて、だれも異存がないのであります。しかし、この間——私はこれあなた方からは一度も承ったことはありませんけれども——この間国会討論会を見ておりまして、私は社会党の所属の議員として、これはどうもうちの国会対策委員長から聞くのと違うこと——それはそのとおり国会対策委員長は言いましたけれども、なかなか三者三様のやはり解釈があるのです。私は、ここでせつかくまとまつたものについて、いろいろな波乱を起こすことを好まない。なるだけまとめようという角度から申し上げておるのですけれども、この期限の問題というの、なかなか私は微妙な、この三党の修正案を成功させるかどうかと、いうことについて、結果させるかどうかということについて、非常な影響を及ぼす問題だと思うのであります。ですが、この点については、一体十分な話し合いがつかれておって、問題を将来に残すようなことがないかどうか、ひとつ御三人それぞれお答えをいただきたいと思います。

○衆議院議員(多賀谷國穂君) 御存じのよう、
衆議院議長裁定によつて、三党それを承認をする、
こういうことになりました。衆議院議長の裁定は、
「関連四法案の問題点に関する条項は、公務員制度
審議会の答申を得るまでその施行を延期し、審
議会の答申はこれを尊重して所要の改正を行なつ
るものとする」。こういうことでございまして、さ
らに衆議院の本会議におきまして、三党を代表し
て栗山礼行君からその修正案の提案がございまし
たが、いま私が読みましたとおりの文章で修正案
の提案がなされております。その際に、自民党か
ら希望意見として、自民党的賛成討論の中に「一
年後の八十七号条約の効力発生と同時に、今回の
修正により施行を延期された各条項も効力を発生
するように措置されることを希望する」と、こう
いう希望意見が若干述べられたことは事実であり
ます。また、わが党といたしまして、議長裁定を
受けるに際しまして、問題点については施行が延
期されたという趣旨に基づいて、前向きで解決さ
れるということに努力をしたい、こういう希望意見
を見述べております。さらに民社党は、運営につ
いては慎重に行ない、結論を尊重する、こういう
希望意見を述べております。しかし、これらはみ
な希望意見でございまして、あくまでわれわれは
議長裁定、さらに本修正案の提案どおりと、かよ
うに承知をしているわけでございます。

○衆議院議員(栗山礼行君) 自民党的藤枝先生、
社会党的多賀谷先生が御答弁申し上げましたよう
に、私の理解も完全に一致をいたしております。
若下ニユアンスの問題について、いろいろ御理解
の上に問題点があつたかと思うのでありますけれど
も、この問題については、三党共同の提案でござ
いまして、三者の意見が完全に一致をいたして
おるという御理解をいただければ、こうかと思ひ
ます。

みたい、かようと思つております。

分尊重して政府は善処されるものと心得ております。

ございますことは、たいへん私ども安心をいたすのでござりますけれども、何しるもう舞台はこっちのほうに移つてしまひりまして、高みの見物と言つちゃ悪いですけれども、衆議院のほうはわりあいに気楽であります、われわれのはうはそう気楽ではないわけでありまして、それで、先ほども申上げたように、気楽でないからいいかげんなことを言うという意味ではなくて、やはりせっかくここまで持ち込まれたものは、やっぱりこちらのほうでまとめをしなければならない、そういうことを痛感した場合、あの場合の場合は、どうよなわけいなこともやっぱり考えてみることが私は必要だと思うのです。そういうことから申し上げますけれども、たとえば、よいよ一つのめどをもつて、とにかく期間というものがあるということはこれは当然のことだと思う。無限というようなことはこればかりはあり得ないと私は思います。一応めどをもつてやられたということはよろしい。しかし、そのためどのところへ来て、もしよりよいものを生むためにまだ問題が残されたというような場合になつたときに、そこで三者ばらばらの意見が出てきて、そうして問題が、とにかく振り出しに戻るどころかそれ以上に悪化する状態——総理の言われる相互の信頼感をこれから強めていくのだと、いままでの不信感を解消したいというやつが逆になつてしまつて、一そう不信感の一乗みた的なものになつてしまつて、抜き差しならぬそういう対立感をかまし出すといふことは、われわれとしては避けなければならぬと考えますので、そういう点については大体どうですか、絶対に間違いないというようなところまでいったものであるかどうか、この忠告をもう一ぺんしつこいようでありますけれども、これは藤枝先生にひとつお尋ねをいたします。

おるわけでございます。しかしながら、政府とされでは、当面の本委員会の御議論、あるいはわれの修正の意見を十分尊重してやるものと期待をいたしておる次第でございまして、その点は三党一致してさような期待を持っておる次第でござります。

○小林武君 なお、審議会をつくり上げると、たとえば一番重大な問題の期間の問題が一つ解決をしたとしましても、この運営のしかたは、先ほど来るの質疑の中にありましたように、やっぱりいろいろあると思うのです。たとえば、その中で多数決というようなことをやっていくのかどうか、そういうやり方をやるのかどうか。あるいは一体どこでこれを所管するとかというようなことは、これは政府の責任でやることでありますけれども、一体構成にあたってはどんな配慮が必要であるとかいうような、そういう点まで審議会という問題について三党において十分話し合いをなさったものかどうか、話し合いをなさったものがあるとしたら、ここでひとつ説明をしていただきたい。

○衆議院議員(藤枝泉介君) 特に制度審議会の構成あるいは運営等について三党でお話し合いをいたしたこととはございません。ただ、私どもは、この審議会が公正な人選を得られ、そうして適正な答申ができるよう運営されることを三党とも期待をいたしておりますことは事実でございます。

○小林武君 まあいまのようなお話をすと、審議会をつくれば、その審議会の中に持ち込んで大体ものごとが解決するというようにお考えになつたように思うわけですから、結論が出た場合に、といえば、この種の問題でありますから、それそれ体どうなければならぬか。たとえば、結論は、これは政府の責任という立場から、これはうのみにするというわけにはいかないというような意味での御発言があつた。まあごもっともなような氣もする。これはあなたまかせですというようなこと

を総理大臣が言えと言つてもなかなか言えないかもしれません。されど、私は、ひとついわゆる十分お聞かせいただきましょう。あのところは私のほうで適当に解釈してというようなことであるならば、これは私は絶対まともない問題だと思うのであります。どちらかといつたら、わりあいに同じような意見を持った人たちの集まりではないのです、これは。率直に言つてかなりの聞きのいい人たちが集まつておるのであるのですから、ここで話し合つてやるというからには、相当の決意を持つてやる、責任を感じてやるわけでありますから、私はそういうことを考えますときには、出た結論というものについては一体どうなのか。そういうことについて一応何か頭になかつたとしたら、はなはだ申しわけないのでありますけれども、あなたたちもちょっとと考え方が甘いといったら悪いのですけれども、そんなような気がするのです。そういう結論が出た場合にはどうするのか、そのことを政府がとにかく尊重するというが、尊重の度合いについてもどうでなければならぬというようなことを話し合つたのかどうかというようなことになるわけです。その点については、これは審議会をつくればいいだらうという式のあれですか。そこらを……。

よつて、やり方いかんによつては私はできると思ひます。そう考えますと、これから参議院における審議、それは私は何といつても問題をもうあらわに出すものは出して、そうしてそれを相互に理解するという立場でながめて、その上に立つて一体両者がどういう結論を出すか、歩み寄るべき問題なのか、あるいはこの立場で理解してもらうということになるのかということを、私はこれははつきりさせなければならぬと思うのであります。そういう点で総理大臣にもひとつこの問題について十分そういう角度からの慎重な配慮をお持ちいただきたいし、その案をおまとめいただいた衆議院の三党の方々にもぜひとも今後ともそういう面でのお力添えを、ある意味では責任を感じになつていただきたいと思うわけであります。

りまして三党可決といいますか、共同可決、こういうことでできたのでございまして、その経緯等は、これは十分御承知のとおりだと思います。参議院のようにこういうなごやかな審議を続けておれば問題なかつた、かように思います。確かに参議院の良識の結果によることで、たいへんありがとうございました。

○委員長(安井謙君) 濱谷邦彦君。
○濱谷邦彦君 ILO案件につきましては、今日
まであるある角度から論議をしておりまますので、

あるいは重複もあるかと思います。ただし、この際、政府の意向を確認するというそういう意味も含めてお伺いしておきたいと思います。

まず最初に、先ほど来からも議論されておりました
が、今回の一八七二年条約の批准をめぐって、
国内法改正もそれに伴つて改める必要がある、こ
うしたことから与野党がそれぞれの立場から激突
をしてきて、今日まで解決を見なかつた。非常に
遺憾なことと想ひうつけであります。政府側によ

では、先ほども労働大臣がお話ありましたように、公務員の問題につきましては団交権、団結権、あるいはスト権の問題については公共の利益というものを阻害する、こういう立場から、また労働者側の立場からいえば基本的な権利というものを侵害される、それぞれ相いれない両極点に立つて今まで論議が繰り返されてきたわけです。もう一步立ち至つて、それが解決の糸口すらも見出せないまま終過してきたということの一つの理

山づけとして、何度もなくそれは相互不信によるものであることが強調されてまいりました。しからばこの相互不信というものの奥底に隠されておる根強い対立感情というものは何であるか。それが単なる感情としてあつたのか、あるいは思想的な対立、こういうところにその基本的な原因があつたのか、その点からひとつお伺いしたいと思うであります。

○國務大臣(石田博英君) わが國の、これは必ずしも公共部門だけには限りませんが、労使関係の間にありまする相互不信というものには幾つかの

私は、日本の労働運動の歴史的過程、これがやはり一つの大大きな問題じゃないかと思います。御存知のこととくわが国において労働運動というものが運合体の形をとつて登場いたしましたのは、大正時代の初めにおける友愛会、その時代はいわゆる準事例があげられるだらうと思います。一つには、

ういう意味においてわれわれ日本の労政をあざかつておるものとしては、まことに恥ずかしいことではありますけれども、そういう意味において私どもは時宜を得た提案である、こう考えておる次第でございます。

○渋谷邦彦君　ただいまの労働大臣の御答弁によ

○ 渋谷邦彦君 その点については今まで七年の
間、必ず妥結の道があると、かように私は信じて
おります。また、今後ともそういう意味で相互不
信をなくすようにし、また、対立関係というもの
も解消していくようにならうたいものだと、かよ
うに思います。

秋水事件のあつた直後でありまして、社会とか農業労働とかいうようななことをばさえも使えなかつたようないい時代、しかも選挙は制限選挙、さらに労働者保護の立法といえばわざかに工場法があるだけという時代、そういう時代に、労働運動というものは、やはり議会を通して法律制度を改正するといふことよりは、社会改革を一べんにやらなければだめだというような攻撃に、動きに、走りがちであり、そうしてそれに対処する方法としては治安警察法、治安維持法というようなもので対処するという歴史が長く続いておりました。そういう両方の歴史的経過というものがやはり一つの大きな力

緯縛をもつて、いまだに解決しないという事実にからんがままして、今後とも努力されるという總理の御所信のようでありますから、その点は大いに私ども期待しておりますから、その点はぜひお願ひしたいと思います。最善の努力を払っていただきたい、こう思うのであります。

第三点として、これは確認の意味でお伺いしたわけでありますが、この八十七号議約は、もう内容それ自体は憲法二十八条と比較して見た場合、むしろ憲法二十八条のほうが非常に幅の広い閉結権、交渉権、争議権というものを認めておる、こう解釈せざるを得ないのであります。なま

相互不信の根底であるうと思います。いまは、さるん一般普通選挙でありまして、改善すべきものは議会制度を通して改善できるのでありますから、したがつて、その舞台において漸進的に改善せられる可能性を十分に内包しておると思うのですがありますけれども、やはりそういう歴史的経過というものを私どもは一つの大きな原因として、それが今まで続いているのではないかだろうか、これが

いと思ひます。
○國務大臣(佐藤榮作君) 私自身も終戦後鉄道いたり、あるいはその後郵政省にいたり、電気通信関係したり、また一般職員とも交渉を持ったのではありません。これらの経過から見まして、確かに十年の間によくここまで発達したものだ、かううに私は驚歎するほうであります。したがつて今後の発展、それに付する期待というものは、こし

せいままでこの憲法二十八条としかもそれが完全に実施されなかつたのか。もしも完全に実施されたとするならば、今日八十七号条約の批准をめぐって問題が起きるようなことはなかつたのではなかつたのか。こういうことを考へるのであります。その点について、なぜ今までこの憲法二十八条というものが順守されなかつたのかということを総理からお伺いしたいと思ふのであります。

う思うわけでございます。しかしながら民間においては、やはりじょっちゅう経営と労働としては同じ舞台において接触もし、交渉もいたしております。その間に相互の協力関係も相互の利害関係も生まれるのであります。ときに争うことであります。それがそのままの山のワクの山で、正常に戻ることもまた早かつたのであります。公共部門において相互の不信関係が出来ましたということについては、私は、やはりそういうふうの立場の意思の疎通を欠いておった、歴史的経緯過とともに特にその意思の疎通を欠いておったと感じます。いうことに大きな理由があるだらうと思います。したがつて、ドライバーの提案と云ふものは、そ

は必ずすばらしい結果を生ずるのではないか、
ようにも思ひます。ただいま言われるように、相
不^ト信^トいいうことをドーライヤーさんにお詫びされる、か
うなことはほんとに恥ずかしいことでございま
が、お互いに、たまに申し上げるように、新
い労使関係をつくるんだ、これをそうしてりつ
なものにするんだ、かような意気込みを持つてこ
にぶつかっていくならば、私は必ずこれはよくく
る、かようにも思ひるのでござります。もちろん利害
きに衝突することはございますけれども、しつ
し、それも大きな立場におきましては、結局國家
国民という觀点に立つて初めて衝突しておるの
あります。お互いがそういう点に思いをいたさ

して、相互の不信と、こういうふうに申されたのであります。政府側が一方大局観に立たれて、むしろ政府のほうから積極的にあるいは話し合いの場並びに話し合いの相手、また交渉に応じられるいろいろな構成というものがあるだらうと思うのであります。むしろそうして政府のほうからその話は何か双方ともに不信感があつて、文部省には文部省の会はない、会えないという、そういう背景があるようを考えられるのですが、当然また日教組のほうでもそらしたようなことからじれて、どうしても会わせる、話し合いに応じる、こんなふうになつてあるんじやないかというふうに理解するわけであります。その点、政府として、もつと積極性があるべきではないか、このように感じられるわけであります。この点あわせてもう一度お願ひしたいと思います。

○國務大臣(石田博英君) これはどちらが悪いとか、どちらがいいといいますよりは、やはり長い間のいろいろなきさづが積み重なりまして、こじれにこじれた問題でございます。そこでドライ委員会も、まずこじれたものを先に片づけてやるか、そのこじれた原因を先にやるか、やはりこじれた原因をひとつ解きほぐすのが先ではなからうか、そのこじれた原因といつものは、やっぱり長い積み重ねによって生じましたお互いの不信感、そのお互いの不信感をひとつ除去するために定則的な会合をやりなさい、こういう勧告と承っているのであります。私ども考えますと、具体的な問題の処理、たとえば教員の労働条件と申しまして、学校の校舎あるいはその他のことについても、学校は地方自治体とも関係があることもある、文部省とも関係があることもございましょう。したがつて、そういうものも一緒に会えればいいじゃないか、定期会合で一緒に会つたほうが話し合いが案外つくのじゃないか、どうしても一人と一人で会わなきゃならぬというのがお互いのちょっと意地の張り合いたいなどころもあります。こういうことはお互いが解きほぐせば処理できるところであります。

おける労使関係の基本的な問題について御研究を

願いたい、こう思つております。

○田畠金光君 要するに、今日問題となつておる

非現業職員の団交権、團体交渉権の問題、あるい

はいまお話の公企体の当事者能力の問題、あるいは

公企体職員の労働基本権の問題等々であると解

釈してよろしいのですね。

○國務大臣(石田博英君) 公共部門における労働

基本権、それと公共部門の持つておりまする役割

やその他との関連を考慮いたしました上での基本

権全体と考えております。

○田畠金光君 そうしますと、今後、政府と労働

団体、特に総評といふる話し合いを進めていく

というお話をございましたが、その対象としては

どういう対象を、あるいはテーマを今後取り上げ

て話し合いの主題になさるのか。少なくとも公務

員制度審議会が政府に答申した事項については、

これは当然いわば国会にかわる機関として審議会

が審議をし、政府に答申をするわけであります

から、そういう意味合いでいうものは、おの

ずから制約を受ける、こう私は理解するわけであ

りますが、いかなるテーマを話し合いの主題にな

されようという予定なのか。

○國務大臣(石田博英君) これは政府対総評と申

しますよりは、政府と公共部門における労働者の

団体の代表者との話し合いであります。いま総評

との間で話をいたしておりますのは、定期会談を

いかにしていかなる構成でやつていいとかといふ

ことでござります。したがつて、議題その他の行なつて、相互の不信感を除却していくことなどといふ

ことでございます。したがつて、議題その他の行なつて、相互の不信感を除却していくことなどといふ

ことでござります。したがつて、議題その他の行なつて、相互の不信感を除却していくことなどといふ

積み重ねることによつて意思の疎通をはかり、信

頼感を回復していきたい。したがつて、総評系の

公共部門の労働団体の代表ともむろん定期的会談

を持つてまいりますと同時に、それ以外の同階層

の方々とも大いに会つてまいりたい、こう考え

ている次第であります。

○田畠金光君 総理にお尋ねいたしますが、先ほ

ど来総理は、私は郵政省にもいた、その他にもい

たと、その時代から比べると、この二十年のうち

にわが国の労働組合は非常に画期的と言えるほど

健全になつた、こういうお話をありました。確かに

日本での労働組合運動全体としては画期的によく

なりました。私もそれは認めます。しかし、また

そうでない面もあると思うのですね。率直に

申して、私は総理の見解を伺いたいのは、三十日

には御承知のように公労協がストライキをやるか

もしらぬ、ストライキをやるということをはつき

り指令しているわけです。去る二十三日は、国鉄

を除く八組合は現に三時間あるいはそれ以上の、

部分的でありますが、ストをやつております。こ

ういうことも、あなたの話の画期的によくなつ

たという中に入るわけですか。この点どうですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) とにかく三十二日はどう

いうことが行なわれるか、それは私ども労働大臣

を通じていろいろ実情等を報告をいたしております。

変わつておるようです。双方話し合うことにまず

第一に主眼を置いておるようであります。現状に

おきまして、先ほど來お答えいたしましたよう

に、あるいは当事者能力を欠くとか、そういうよ

うな点がしばしば今日の混亂の原因であるかもわ

かりません。必ずしも組合だけを責めるわけには

いかない、かようには私は思うのであります。こう

いう問題は、いわゆる総体としての発達程度、そ

れを見て、そして云々すべき問題ではないか。特

殊な団体等についてそれはとやかく言つことは差

し控える、政治家として、特に総理大臣は注意す

べきだ、かようには私は思う次第であります。

ここに立つて総理はどう思つてかということについて

總理としての見解を承りたい。それは、私これが

ら申し上げますが、特殊の団体を批判するとか、

私の申し上げたいのは以下にあるわけです。まあ

そういう意味じゃないのです。例年このような傾

向が繰り返されておることについて、もつと掘り

下げる考えてみる段階にきてるのじゃないか、

私の中申し上げたいのは以下にあるわけです。まあ

要するに、私は公企体関係でこういう傾向が総

理としての見解を承りたい。それは、私これが

り返されるのは、政府の労働政策の貧困、公企体

労使関係の非近代性にある、こう申し上げたい。

私の中申し上げたいのは以下にあるわけです。まあ

それでは公企体労働者の基本的な権利

を制約し、これが公企体労働者をして、法に対する

不信になり、順法精神の輕視、こういうことにな

る事態は、西欧諸國の水準に比べ、また I

LO の国際水準に比べて、はるかにきびしい。秋

の会議の制約は、公企体労働法上の労働

基本権の制約は、西欧諸國の水準に比べ、また I

LO の国際水準に比べて、はるかにきびしい。秋

の会議によつて突然に防止された。本年はそ

ういうような具体的なものは何も出でていなか

るがゆえにじゅうりんしてもよるいといふ態度

にはくみません。これは反対です。はつきり。

問題は、にもかかわらず、昨年もとしも一

かし昨年は御承知のように四・一七ストは池田、

太田会談によつて突然に防止された。本年はそ

ういうような具体的なものは何も出でていなか

るがゆえにじゅうりんしてもよるいといふ態度

にはくみません。これは反対です。はつきり。

私はなつてゐると思う。わが国の公企体労働

の特に念を押したいことは、もうすでに法律のも

とにおいては禁止されておる、しかし私は悪法な

○國務大臣(佐藤榮作君) 私が経験したその当時

から見まして隔世の感がある、かような私は表

現をしたいのです。御承知のように、私は表

現を使いたいのです。御承知のように、私は表

